

新潟県立新潟高等学校いじめ防止基本方針

- ◎ 本校では全ての教職員が、いじめの定義、いじめ類似行為の定義を理解し、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校づくりに向けて組織をあげて取り組めます。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

いじめ類似行為の定義（「新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項」より）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

- ◎ 特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対応し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関にも通報します。

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ◎ 本基本方針には、「新潟県立新潟高等学校いじめ防止行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や、「わかる授業」への取組を充実させます。
- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない、起こさない力」を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがある場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からの相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの解決に向けて

- いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思わず、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行った生徒については、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、丁寧に指導します。
- 当該生徒の保護者に対して速やかに連絡するとともに説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力してその解決に向けて取り組めるようにします。
- 生徒には、いじめについて自分の問題として捉えさせ、絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組みます。解決した後も、双方の生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。
- 生徒の安全・安心を確保する目的で場合によっては家庭への連絡の前に医療機関、警察、児童相談所等の外部機関に対し情報提供を致します。

平成 26 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 4 月 4 日改定
平成 31 年 3 月 22 日改定
令和 2 年 3 月 24 日改定
令和 4 年 3 月 24 日改定
令和 5 年 4 月 28 日改定